

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 8 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

粕屋町ふるさと納税支援業務について

下記のとおり公募型プロポーザル方式により提案参加者を募り業者を選定します。

1. 概要

(1) 業 務 名

粕屋町ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容

別紙 粕屋町ふるさと納税支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

2. 提案資格

本件に参加する者の提案資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)の規定による指名停止措置の期間中(公募型プロポーザル方式にあってはプロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までとする。)でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあっては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格業者として認定され、第 2 号に掲げる名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。
- (4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 粕屋町内又は福岡県内に営業所等を有する者、若しくはそれに準じた対応が可能である者。準じた対応とは、契約後に事業所等の新設又は移設、若しくは粕屋町(発注者)や返礼品提供事業者の問い合わせや依頼に応じ、迅速に訪問できる体制を整備していることを指す。

3. 評価の方法及び選定の方法

公募型プロポーザル方式により、「提案書」及び必要な費用の見積額を記載した「見積書」の提出を求め、提案書の内容及び経費等を客観的かつ総合的に評価して得られた総合評価点数の最も高いものを受託者として特定し、本町と契約条件に関する協議を行う。

4. 担当課

総務部協働のまちづくり課

5. 募集要項の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和6年2月8日(木)～令和6年2月16日(金) 午後5時まで
- (2) 交付方法 町ホームページからのダウンロード

6. 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年2月16日(金) 午後5時まで
- (2) 提出場所 粕屋町役場2階 協働のまちづくり課
- (3) 提出方法 持参又は郵送

7. 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年3月5日(火) 午後5時まで
- (2) 提出場所 粕屋町役場2階 協働のまちづくり課
- (3) 提出方法 持参又は郵送

8. 提案限度手数料率

寄附額の6%以下(消費税及び地方消費税を含まない。)

9. 契約書作成の要否

必要

10. 募集要項等に対する質問

- (1) 参加に関する質問は、前記5の期間において、受け付けて回答します。
- (2) 内容に関する質問は、募集要項の質問に関する記載を参照してください。

11. ヒアリングの有無

必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

12. 担当部署(提出・問い合わせ先)

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 協働のまちづくり課 担当：持丸、南里
TEL (092) 938-0173 / FAX (092) 938-3150